

地方公共団体情報システム機構法附則第九条の二第五項の規定による納付金の納付に関する政令要綱

第一 納付金の納付の手續等

地方公共団体情報システム機構法（平成二十五年法律第二十九号）附則第九条の二第五項の規定による納付金の納付の手續及びその帰属する会計その他国庫納付金に関し必要な事項を定めること。（本則関係）

第二 施行期日

この政令は、令和三年九月一日から施行すること。（附則関係）